

長久手市条例第 号

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例（平成4年長久手町条例第
16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第5条関係） 【別記1 参照】	別表（第5条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

名称	使用区分	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後
		1時まで	5時まで	5時まで
AVルーム		<u>2,720円</u>	<u>2,720円</u>	<u>5,440円</u>
ギャラリースペース				<u>3,140円</u>

改正前

名称	使用区分	午前9時から午後	午後1時から午後	午前9時から午後
		1時まで	5時まで	5時まで
AVルーム		<u>2,650円</u>	<u>2,650円</u>	<u>5,300円</u>
ギャラリースペース				<u>3,060円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る使用料については、なお従前の例による。